

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		認可地縁団体印鑑の登録		
根拠例規及び条項		多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成4年条例第33号)第4条		
所 管 部 課 名		環境文化部　くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項		
	基　　準	多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例第4条及び第5条に規定する内容により審査する。		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数　5～7日程度（注：休日は含まない。）		
	内　　訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関　5～7日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備　　考				